Ⅲ 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策マニュアル

目次

- 第1章 始めに
 - 1 県・市町の対策
 - 2 県民の協力
- 第2章 個人・家庭における取組
 - 1 新型インフルエンザ等の発生前(未発生期)の準備
 - 2 新型インフルエンザ等の発生時(海外発生期)以降の対応
- 第3章 地域における取組
 - 1 新型インフルエンザ等の発生前(未発生期)の準備
 - 2 新型インフルエンザ等の発生時(海外発生期)以降の対応
- 別添1 新型インフルエンザ等関連ホームページ
- 別添2 個人での備蓄物品の例

個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策マニュアル概要

1 目的

個人、家庭や地域での感染防止策の理解、食料品備蓄等の準備、発生時の適切な行動により、被害を最小限に抑える

2 個人と家庭

(1) 未発生期

- ア 通常のインフルエンザ対策
- (ア)流行前に予防接種を接種、外出後の手洗いやうがいの励行、十分な休養、バランスのとれた栄養摂取、人混み等への外出の自粛等の生活の習慣化
- (イ) 咳エチケットの励行

咳等が出たらマスクを着用、マスクがなければ咳等の際にティッシュで口と鼻を押さえ他の人から顔をそむけ 1m以上離れる、鼻汁等がついたティッシュはすぐにゴミ箱へ捨てる、咳等している人へマスクの着用を促す

イ 食料品や生活必需品等の備蓄

(2) 海外発生期以降

ア 家庭内で発症していない場合の対応

県や市町が提供する情報の収集、マスクの着用・不必要な外出の自粛・公共交通機関の利用を避ける等による感染拡大の防止、不要不急の受診抑制や軽症での救急車利用を避けることで医療確保対策の協力、帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来の場所の確認

- イ 家庭内で発症した場合の対応
- (ア)県内発生早期
 - ・他人に極力接触しない(外出の自粛)
 - ・帰国者・接触者相談センターへ連絡し、帰国者・接触者外来を受診する
 - 接触者は予防内服を行い、他人に極力接触しない(外出の自粛)
- (イ)県内感染期
 - ・軽症者は在宅療養となるため、他人に極力接触しない(外出の自粛)

3 地域

人が多く集まる集会や催し物等の延期、学校・保育施設等は臨時休業

4 市町の住民支援

相談窓口の設置、マスクの着用・手洗いやうがいの励行などの勧奨、感染防止方法や発症時の医療情報・生活支援サービスに関する情報等住民の混乱を避けるために必要である正確な情報を広報、食料品や生活必需品等の供給計画を策定、高齢者や障害者等の要支援者を把握し、医療サービス・福祉サービスの確保や生活支援の実施

第1章 始めに

新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小にするため、国を挙げて対応することとしているが、対策の実効性を確保し、新型インフルエンザ等の被害を最小限に食い止めるためには、個人、家庭及び地域での理解と協力が不可欠である。

本マニュアルは、個人、家庭における取組及び地域における取組の参考とするために作成 したものであり、本マニュアルを参照し、具体的な対策が講じられることが望まれる。

1 県・市町の対策

県及び市町においては、国の行動計画等を踏まえ、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策の行動計画を作成し、ホームページ等で公表する。また、新型インフルエンザ等が発生した場合、発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした者がアクセスするべき帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来についての情報も提供する。

市町は、最も住民に近い行政主体であり、地域住民を支援する責務を有することから、 住民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るととも に、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯(高 齢者世帯、障害者世帯等)への具体的な支援体制の整備を進める。

2 県民の協力

新型インフルエンザ等は、飛沫や接触等により人から人に拡がるため、県民一人一人が 感染予防等に関する正しい知識を持ち、協力して、自分たちの家庭や地域を守る心構えが 肝要である。

県及び市町は、国の行動計画における新型インフルエンザ等の発生段階に応じ、その状況や県民一人一人に求められる行動について広報を行う。これらを入手するためには、テレビ、新聞等のマスメディアやインターネットによる情報収集が有力な手段であるが、居住地域の状況については、県及び市町が提供する情報が最も詳細なものである。主な公的情報源は、次のとおりである。

(1) 県及び市町の情報

県及び市町は、ホームページ、相談窓口等を通して、地域の感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来に関する情報をその地域に提供する。

(2) 国の情報

国は、県及び市町を通じて情報提供を行うほか、コールセンター等の相談窓口、マスメディア等を通じて直接情報を提供する。関連するホームページは、別添1を参照されたい。

国、県及び市町は、情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。

(「情報提供・共有(リスクコミュニケーション)マニュアル」参照)

また、県民においても、市町の実施する集団的予防接種について、新型インフルエンザによる重症化や死亡を抑えるとともに、緊急事態宣言がされた場合、我が国の将来を守るという趣旨について理解するとともに、主体的に情報収集し、自ら接種の実施に協力すべきである。

第2章 個人・家庭における取組

1 新型インフルエンザ等の発生前(未発生期)の準備

(1)情報収集

- ア 新型インフルエンザ等は、いつ出現するのか予測できず、また、起こったときの正確な状況も予測できない。重大な被害を受けることも想定し、県民一人一人ができる限りの準備をしておくことが大切であり、日頃から新型インフルエンザ等に関する情報に注意する。
- イ また、新型インフルエンザ等やその感染対策に対する正しい知識を持つため、テレビ、新聞等のマスメディアやインターネットにより情報収集を行うとともに、居住地域の状況については、県及び市町の提供する情報の収集に努める。

(2) 社会・経済活動に影響が出た場合への備え

ア 新型インフルエンザ等が発生した場合、まん延を防止するために、個人レベルにおける対策として、県内発生早期から、新型インフルエンザ等の患者等に対する入院措置や、患者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力(健康観察、外出自粛の要請等)等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。さらに、緊急事態宣言がされている場合においては、主に県内発生早期において、必要に応じ、外出自粛要請を行う。

また、地域対策・職場対策としては、県内発生早期から、個人における対策のほか、 職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感 染対策をより強化して実施する。また、緊急事態宣言がされている場合においては、 主に県内発生早期において、施設の使用制限等の要請等を行う。

- イ 病原性の高い新型インフルエンザ等が発生した場合、勤務先の企業や団体に対して は、必要に応じ、重要業務への重点化が要請されることも予想されるが、重要業務を 継続する必要がある場合には事業所内での感染を防止するために、時間差勤務、交代 勤務、在宅勤務、自宅待機などの様々な対策が講じられる。
- ウ このため、例えば、子どもの通学する学校等が長期に休業になった場合、勤務時間 が変更された場合等には、どのように家庭内で役割を分担し生活を維持していくか等 について、各家庭で検討しておくことが進められる。

(3) 家庭での備蓄

ア 新型インフルエンザ等が海外で大流行した場合、様々な物資の輸入の減少、停止が 予想され、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合、食料品・生活必需品等の生 産、物流に影響が出ることも予想される。 イ このため、個人・家庭における対策として自助の視点は重要であり、最低限 (2 週間程度) の食料品・生活必需品等を備畜しておくことが推奨される (別添 2 参照)。また、食料品・生活必需品等の購入に当たって、買占めを行わないよう、消費者としての適切な行動をとることが求められる。

(4) 医療へのアクセス

- ア 基礎疾患がある場合、新型インフルエンザ等に感染した場合に重症化する可能性がある。このため、基礎疾患を有する者は、特に感染予防を心がけるとともに、平時から主治医を定め、定期受診することや、新型インフルエンザ等に感染した時の対応について相談しておくことが望まれる。
- イ 麻しん(はしか)や季節性インフルエンザ等の予防接種により感染防止や重症化防 止が期待される疾患に対しては、平時から予防接種を受けておくことが重要である。

2 新型インフルエンザ等の発生時(海外発生期)以降の対応

(1)情報収集

- ア 新型インフルエンザ等の発生に関する情報については、国、県及び市町において発生状況を随時公表することとしており、それらの情報収集に努める。特に、本人、家族等が発症した場合に備え、各地域の帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来などの情報を把握しておく。
- イ 新型インフルエンザ等に関する情報には、国、県及び市町の提供する情報や企業が 提供する情報(商業ベースのものとそうでないものがある。)、マスコミが提供する情 報、噂などがあり、媒体も行政からの広報誌や新聞、雑誌、テレビ、インターネット など様々である。
- ウ しかし、中には情報の信憑性、根拠に関して問題のあるものもあり、特に噂には虚 偽のものが含まれることが多く、こうした情報を過度に信用してパニックが起こらな いよう、正確な情報を収集し、冷静に対応する。
- エ 新型インフルエンザ等に限らず、誰でも感染症にかかる可能性があるため、感染者 に対する偏見や差別は厳に慎む。

(2)感染防止

- ア 発症した者がマスクをすることによって他の者への感染機会を減少させる効果は認められており、自らが発症した場合にはマスクを着用する。他方、まだ感染していない者がマスクをすることによってウイルスの吸い込みを完全に防ぐという明確な科学的根拠はないため、マスクを着用することのみによる防御を過信せず、手洗いの励行や人混みを避けることなどの他の感染対策も行う。
- イ 病原性の高い新型インフルエンザ等が発生した場合、医療機関の受診、食料品・生活必需品等の買出しや仕事場への出勤など生活の維持のために必要なものを除き、感染を回避するため、不要不急の外出は自粛するとともに、やむを得ない外出の際にも、混雑した公共交通機関の利用を避けるなどの工夫をする。

(3) 本人、家族等が発症した場合の対応

ア 県内発生早期の段階

(7) 感染した可能性のある者は、極力、他の人に接触しないよう以下の対応を行う。
a 発熱・咳・関節痛などの症状がある場合、事前連絡なく医療機関を受診すると、万が一、新型インフルエンザ等に感染していた場合、待合室等で他の疾患の患者に感染させてしまう「二次感染」のおそれがある。その場合はまず、保健福祉センター等に設置される帰国者・接触者相談センターに電話等で問い合わせをし、その指示に従って指定された医療機関で受診する。
b 帰国者・接触者相談センターから指定された医療機関を受診するときは、必ず当該医療機関に電話で事前に連絡し、受診する時刻及び入口等について問い合わせる。この連絡を受けて、医療機関は、院内感染を防止するための準備をする。
c 医療機関を受診するときは、マスクを着用する。マスクがない場合は、咳エチケットを心がけ、周囲に感染させないように配慮する。また、受診に際しては、

公共交通機関の利用を避けて、できる限り家族の運転する自家用車などを利用する。適切な交通手段がない場合は、帰国者・接触者相談センターに問い合わせる。

(イ) 感染していることが確認された場合、原則として入院して治療を受けること、また、 感染している可能性が高い同居者等の濃厚接触者は、外出自粛を要請され、保健福 祉センター及び金沢市保健所(以下「保健福祉センター等」という。)へ健康状態を 報告することが、法律により定められている。また、状況に応じて抗インフルエン ザウイルス薬(タミフル等)が処方されることがあるので、保健福祉センター等か らの説明をよく聞く。

イ 県内感染期の段階

- (7) 新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において、新型インフルエンザ等の診療を行う。各地域における新型インフルエンザ等の流行状況によるが、県内感染期には軽症者は原則として自宅で療養する。これは、病床が不足する状況において、重症者の治療を優先することが必要となるためである。
- (4) 新型インフルエンザ等に感染した可能性があり、外来を受診するときは、マスクを 着用する。マスクがない場合は、咳エチケットを心がけ、周囲に感染させないよう に配慮する。また、受診に際しては、公共交通機関の利用を避けて、できる限り家 族の運転する自家用車などを利用する。

(4) 患者を看護・介護する家族の対応

- ア 新型インフルエンザ等の患者は、極力個室で静養し、家族の居室と別にするととも に、マスクを着用し、咳エチケットなどを心がける。また、患者の家族は、患者から の二次感染を防ぐよう、手洗い等を励行し、患者と接触する際にはマスクを着用する。
- イ 流水と石鹸による手洗い又はアルコール製剤による手指消毒が感染防止策の基本であり、患者の看護や介護を行った後は、必ず手洗いや手指消毒をするように心がける。 患者の使用した食器類や衣類は、通常の洗剤による洗浄及び乾燥で消毒することができる。

(5) 医療の確保への協力

- ア 県内感染期には一時的に多数の患者が医療機関を受診するため、医療従事者や医薬品・医療資器材の不足等、医療を支える体制が極端に脆弱になることも予想される。
- イ また、県内感染期であっても、生命にかかわる救急の患者や人工透析などの継続的 な治療が必要な患者もいる。
- ウ したがって、不要不急の医療機関受診や軽症での救急車両の利用は控えて、新型インフルエンザ等の患者や急を要する患者の医療の確保に協力する。
- エ 県内感染期において感染機会を軽減する等の観点から、慢性疾患等を有する定期受診患者は、本人又はその介護者等が、事前に主治医と地域感染期における対応(長期処方、ファクシミリ処方等)について相談しておくことが望ましい。
- オ また、新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市町は、国及び県と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行う。

(6) 学校等における対応

ア 学校等では、感染が拡がりやすいため、そこに通う子どもたちの健康をできるだけ 守る必要がある。また、このような施設で感染が起こった場合、地域における感染源 となるおそれがある。そのため、病原体の病原性等の状況に応じて、学校保健安全法 に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に実施する。また、緊急事態 宣言がされている場合、県の要請に基づき、臨時休業を実施する。

(「まん延防止に関するマニュアル」参照)

- イ 学校等が臨時休業になった場合、学校等に行かない子どもたちが地域で多数集まれば休業の意味がなくなるため、子ども同士で接触しないようにする。
- ウ その他の施設についても、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ 対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。また、緊急事態宣言が されている場合は、主に県内発生早期において、施設の使用制限等の要請等に基づく 対応を行う。
- エ 各個人、家庭は、感染対策を講じつつ、自治会等地域の活動に協力する。地域活動は、食料品・生活必需品等の物資の配付のルートになることも想定されるため、自らの身を守ると同時に、最低限の地域活動の機能を維持することも大切である。

第3章 地域における取組

- 1 新型インフルエンザ等の発生前(未発生期)の準備
- (1)情報収集・提供
 - ア 市町においては、新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、保健福祉センター等との連携の下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。
 - イ また、新型インフルエンザ等に限らず、誰でも感染症にかかる可能性があるため、 感染者に対する偏見や差別は厳に慎まなくてはならないことを、広報等を通じて住民 に啓発する。

(2) 要援護者の把握

- ア 市町は、自治会等と連携して、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活 に支障を来すおそれがある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な支援ができるようにする。
- イ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者は、家族が同居していない又は近くにいないため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない独居高齢者や障害者が対象範囲となる。
- ウ 災害時要援護者の対象者を参考に範囲を定めることが考えられるが、災害時要援護者の対象者であっても、同居者がいたり、家族が近くにいる場合、あるいは独居高齢者であっても支障なく日常生活できる者は対象外となる。
- エ 以下の例を参考に、各地域の状況に応じて、各市町が要援護者を決める。
 - (7) 一人暮らしで介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活(特に食事)が非常に 困難な者
 - (イ) 障害者のうち、一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者
 - (ウ) 障害者又は高齢者のうち、一人暮らしで支援がなければ市町等からの情報を正しく 理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応が困難な者
 - (エ) その他、支援を希望する者(ただし、要援護者として認められる事情を有する者)
- オ 要援護者情報の収集・共有方式としては、関係機関共有方式、手上げ方式、同意方式がある。市町が災害時要援護者リストの作成方法等を参考に、各市町の状況に応じて新型インフルエンザ等発生時の要援護者リストを作成する。
- カ 個人情報の活用については、各市町において、事前に包括的な同意が取れる仕組み を作っておく、又は必要に応じ個人情報保護に関する条例の改正を行っておく、若し くは弾力的な運用を検討しておくことが望まれる。
- キ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、市町が関係団体や地域 団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、 発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。
- (3) 要援護者への支援内容の検討、食料品・生活必需品等の提供の準備 市町は、要援護者の登録情報を分析し、必要な支援内容、協力者への依頼内容を検討 する。
 - ア 安否確認に関する対策

安否確認の方法としては、協力者が訪問して確認する方法のほか、要援護者自身が 安否を電話やメールで知らせる方法が考えられる。

- イ 食料品・生活必需品等に関する対策
 - (7)病原性の高い新型インフルエンザ等が発生した時には、登録事業者である食料品・

生活必需品等の製造・販売事業者は、新型インフルエンザ等発生時においても事業 の継続に努めることとなるが、生産、物流の停滞等により食料品・生活必需品等の 入手が困難になる可能性もある。

- (4)各市町では、地域に必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、地方公共団体による備蓄、製造販売事業者との供給協定の締結等、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食料品・生活必需品等の確保、配分・配付の方法について検討を行い、地域の実情に応じた計画を策定するとともに、早期に計画に基づく取組を進める。
- (ウ) 新型インフルエンザ等のまん延により、住民が自ら食料品・生活必需品等を購入することが困難となる地域が想定される状況になった場合には、例えば、食料品・生活必需品等を地域内の集積拠点(広場、公民館等)まで搬送し、そこに集まった者に配分することも考えられる。
- (I) 支援を必要とする者に対しては、地域の代表者や市町の職員等が、個々の世帯を訪問し、食料品・生活必需品等を配付する方法も考えられる。
- (オ)食料や生活必需品等を配達する際には玄関先までとするなど協力者等の感染機会や負担を軽減できる方法を検討する。

(4) その他

- ア 各市町では、自宅で療養する新型インフルエンザ等の患者を見回るため等に必要な 個人防護具(マスク等の個人を感染から守るための防護具)等の備蓄を行っておく。
- イ 各市町では、新型インフルエンザ等発生時にも、地域住民の生活支援を的確に実施 できるよう、市町自らの業務継続計画を策定する。

2 新型インフルエンザ等の発生時(海外発生期)以降の対応

(1)情報提供

- ア 新型インフルエンザ等の発生後、市町は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。
- イ 市町は、管内の住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手 洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ウ 市町は、県と連携して、地域住民の混乱を避けるために、必要な情報を適宜提供する。根拠のない虚偽の噂や偏見、差別につながる情報を野放しにしないよう、国や県 と連携し、正確な情報を提供する。
- (2) 要援護者への支援、食料品・生活必需品等の提供
 - ア 市町は、計画に基づき、要援護者対策を実施する。
 - イ 市町は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前 に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を 行う。
 - ウ また、新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市町は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を

行う。

(3) 相談窓口の設置

県内発生早期に発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者で医療機関の受診を希望する住民からの相談は、基本的には保健福祉センター等に設けられた帰国者・接触者相談センターが担うが、住民の様々な不安を解消するために、県や市町は保健福祉センター等以外での相談体制の拡充を図る。例えば、市町に新型インフルエンザ等に関する専用相談窓口、専用相談電話等を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談や地方公共団体の行う対応策についての質問に至るまで、できる限り広範な内容の相談・問い合わせを受ける体制を整える。

(別添1)

新型インフルエンザ等関連ホームページ

- WHO

トップページ http://www.WHO.int/en/

インフルエンザ関連 http://www.WHO.int/csr/disease/influenza/en/

鳥インフルエンザ関連 http://www.WHO.int/csr/disease/avian_influenza/en/

- 新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議 http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/index.html
- 内閣官房 http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html
- 厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/

検疫所 http://www.forth.go.jp

国立感染症研究所 http://www.nih.go.jp/niid/index.html

国立感染症研究所感染症疫学センター

http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html

- 警察庁 http://www.npa.go.jp/pdc/notification/kanbou/soumu/soumu20080917.pdf
- ・外務省(「海外安全ホームページ」) http://www.anzen.mofa.go.jp
- 経済産業省 http://www.meti.go.jp/topic/data/e90401j.html
- ・農林水産省 http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/pdf/shininful.html
- 国土交通省 http://www.mlit.go.jp/kikikanri/seisakutokatsu_terro_tk_000010.html
- •海上保安庁 http://www.kaiho.mlit.go.jp/security/index.html
- 環境省 http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/
- ※ その他、必要に応じ、官邸ホームページ等において新たにページを設ける場合があります。
- ※ 各都道府県及び市区町村のホームページにも掲載されている場合があります。

(別添2)

個人での備蓄物品の例

〇食料品(長期保存可能なもの)の例

米

乾めん類(そば、そうめん、ラーメン、うどん、パスタ等)

切り餅

コーンフレーク・シリアル類

乾パン

各種調味料

レトルト・フリーズドライ食品

冷凍食品(家庭での保存温度、停電に注意)

インスタントラーメン、即席めん

缶詰

菓子類

育児用調製粉乳

〇日用品・医療品の例

マスク (不織布製マスク)

体温計

ゴム手袋(破れにくいもの)

水枕・氷枕 (頭や腋下の冷却用)

漂白剤(次亜塩素酸:消毒効果がある)

消毒用アルコール (アルコールが60%~80%程度含まれている消毒薬)

常備薬(胃腸薬、痛み止め、その他持病の処方薬)

絆創膏

ガーゼ・コットン

トイレットペーパー

ティッシュペーパー

保湿ティッシュ(アルコールのあるものとないもの)

洗剤 (衣類・食器等)・石鹸

シャンプー・リンス

紙おむつ

生理用品 (女性用)

ごみ用ビニール袋

ビニール袋(汚染されたごみの密封等に利用)

カセットコンロ

ボンベ

懐中電灯

乾電池